

豊島区広報

区議会特集号

大塚駅北口 区立勤労青少年センターを建設

第三回定例会を終る

第三回定例会は九月二十七日開かれ、会期を二十日間と定めたあと一般質問のち議案一件と請願、陳情三十七件を関係委員会に付託して散会、第二日目は十月八日開会し審査の終了した議案一件を可決したあと理事者から追加提案された議案六件の審査を担当の委員会に付託、引き続き教育委員二名の選任に同意して散会。本会議最終日の十月十六日は委員会審査を終了した条例四件、工事委託契約一件、補正予算一件および請願、陳情三十七件を可決して閉会しました。

議決された議案

○豊島区防災業務従事者損害補償条例の一部を改正する条例

○豊島区議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○豊島区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○豊島区立勤労青少年センター(仮称)新築工事委託契約につ

○豊島区立勤労青少年センター(仮称)新築工事委託契約につ

一門に改正。

○教育委員会教育長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

○教育委員会教育長の給料を二六万円に改める

○豊島区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○豊島区立勤労青少年センター(仮称)新築工事委託契約につ

○豊島区立勤労青少年センター(仮称)新築工事委託契約につ

大塚駅北口に建設する都営住宅に併設される勤労青少年センター(仮称)の建設を東京都住宅局長と金額一億二千八百八十一万円で委託契約を結ぶもの

昭和43年度豊島区一般会計補正予算(第三号)

今回の補正額二、二九八万円
で前回までの予算と合せると
五九億三、二五六万四千円と
なる

教育委員決まる

十月八日の本会議で本区教育委員二名が決まりました。

片山 峻
(教育長) 斎藤

請願、陳情

採択されたもの

人事院勧告の実施時期完全実施とそれに伴う地方財源措置の確保に関する請願

公務員労働者の賃金引き上げに関する請願(但し部分採択)

交通事故防止用反射鏡設置に伴う助成方に関する請願

物価値上げ問題についての請願

東道整腹師会豊島支部に対し補助金支給に関する請願(支給は困難性あるも趣旨実現の方法に

関し区に於て検討されたい)

日雇健保の抜本改悪、擬制適用の行政しめつけ、医療保険の抜本改悪に反対する請願(四件)

稚名町小学校敷地の買収に関する請願

区立高松小学校校舎増改築に関する請願

栄養土倉校配置に関する請願

区立稚名小学校校舎改築、体

育館兼講堂及びプール建設に関する請願

日雇労働者の夏期手当支給に関する請願(三件)陳情(一件)

池袋第一小学校前面道路の一方交通実施に関する請願

都市計画法実施、都市再開発法案、建築基準法、建設業務改正反対についての請願(四件)

池袋七丁目住友セメント工場、東協生コン工場、富国運輸の公害防止に関する請願

東京電子専門学校に関する陳情

◆不採択のもの

特別職の給与と議員報酬引上げに反対する請願(十件)

子安稲荷の駐車場建設反対に関する請願

環状六号線の高速五号道への接続に関する請願

被買収土地の返還等に関する陳情

意見書 (要旨)

人事院勧告及びそれに伴う地方財源措置の確保について

公務員の給与は人事院若しくは人事委員会の勧告に基づいて国や地方公共団体がこれを尊重して定めるものでありますが、これは公務員の争議権等に代わるべき保障手段として設けられた制度であります。

本年も去る八月十六日人事院より、五月に遡って八割の給与引上げの勧告がなされました。然るに政府は総合予算主義の立場から八月より実施する旨閣議決定されましたが、これは労働基本権の制約に対する代替として設けられている本制度の主旨に反するものであります。

よって当局におかれては人事院勧告の完全実施と給与引上げの最低保障並びにこれに伴う地方財源の確保に努められたい。

物価値上げ抑制について

近時、米価をはじめ国鉄私鉄運賃、電話、タバコ等公共料金に相次いで値上げされ、或いは値上げが画されておりますがこれが他の物価に及ぼす影響は計り知れないものがあります。

すでに十月の消費者米価値上げに便乗して他の食料品も値上げの気運が見られ、これら公共

料金をはじめとする諸物価の値上がりは今まででさえ苦しい庶民の生活状態を更に悪化させることは明らかであります。

よって当局におかれては物価全体の値上げ抑制について緊急に必要な措置を講じ、もって国民生活の安定をはかられたい。

日雇労働者健康保険等医療保険制度の改善について

昨年十一月厚生省は日雇労働者健康保険を始の政府管掌保険の財政的危機を事由に医療保険制度の改革案を発表されましたが、その内容は国庫負担の増大を回避するための被保険者及び患者に負担を課せんとする措置が各所に見受けられます。このことは国民の健康生活の維持向上に重大な影響を及ぼすこととなり、とくに職業的、生活的に不安定な日雇労働者に今回の厚生省試案が実施の場合甚大な影響があります。よって当局は国庫負担の増大を抑制し、医療保険制度の安定を図るとともに日雇労働者健康保険については「擬制適用」の法定化とその範囲の拡大、又給付面についても一般の健康保険に引き上げる等特段の配慮をされたい。

栄養士全校配置について

学校給食は児童、生徒の食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進等を図ることを目標に今日学校教育の中における重要な位置を占めております。

然しながら現在都の栄養士配置基準は低く専任の栄養士配置校は数校に過ぎず、このことは本来の目的を達成させるに大きな支障をきたすばかりでなく給食事務に追われ教師本来の職務にさえ支障をきたす結果となります。よって都当局は現行の栄養士配置基準の改正を図り専任栄養士を各校に完全配置されるよう要望する。

都市計画法、都市再開発法案、建築基準法及び建築法について

政府は去る第五八通常国会で都市計画法を成立させ更にこれに関連する都市再開発法案、建築基準法改正案を次期国会に提案せんとし更に建設業法の改正案を検討中と仄聞いたします。

これら一連の法律、法案の中には庶民の住宅建設に強い規制措置を加えて中小零細企業者の営業権を圧迫する要素を多分に含んでいるやに見受けられ、実施のあかつきは庶民に及ぼす影響は大なるものがあると存じます。よって都市計画法施行に際しては住民の意志を十分に反映せしめるとともに都市再開発法案或いは建築基準法、建設業法の改正

特別区の自治権確立に関する意見書

政治の基本理念は民主主義の実現でありその最大の具現は地方自治の確立であります。戦後東京十三特別区は原則として一都市に準ずる基礎的の地方公共団体として発足し、住民の自治と福祉の増進が大いに期待せられたのであります。然るにその後数年を経ずして年々住民自治の権限が縮小され昭和二十七年には遂に区長の公選制も剝奪されるに至つたのであります。

昭和四十年には地方自治法の改正により事務事業の一部移管が行われましたが多年の宿願である区長公選も容れられず、未だに特別区は財政権、事務事業において、一般市にくらべて著しく権能が狭められている現状であります。然るにこの昨年末自治省当局は特別区制度の改革について検討を加え、近く発足の第十三次地方制度調査会に諮問のうえ次期通常国会に地方自治法の改正を提案する意向を明らかにされましたが、この改革案の中には府県合併、広域市町村圏等の全国的施策と関連して

区長の任命制、区議会の廃止等を含むとする特別区の行政区画いわゆる東京市構想はか教案が準備されていると聞きますが、かかる改革を行うことは戦後十数年に亘る自治権拡充の頼むと運動を踏みにじるものであり、これは広域行政という名のうちに中央集権的な地方官制行政に道を開く危険をはらみ、民主主義と地方自治を脅かすおそれがあると言つても過言ではあらず。むしろ特別区の自治権を拡充し、住民自治を強めて様々な都市問題に対しても近代社会に適した住民福祉が達成される方向こそ望ましい道であり、いやしくも住民の福祉に重大な影響をもたらすおそれのある東京市構想やこれに類した特別区制度の改組は東京の特別区の歴史伝統に反し、住民自治を根本から否定するものであります。

むしろこの際区長の公選、区民の身近な事務事業の移管、財政権の確立を図り、一般の市と同様の権限を付与して地方自治の進展を期することこそ緊要であり、かかる方向で速やかに地方自治法の改正をはかられるよう要望いたします。

